

序

裁判官に訴えたいことは、裁判官がもし、PAZ や UPZ の対象地域に住んだり、その地域に旅行していることもあると仮定して、今、策定されている避難計画で、果たして自分は、そして自分の家族は過酷事故が起こった際、安全に避難できるのだろうかということを想像してみたい。

私は、避難計画についての非現実性・非実効性について具体的問題点のいくつかを指摘し、原告らの意見陳述に触れながら、更新弁論を行います（主として第48準備書面・第73準備書面より）。

第1 「避難計画」について、区域設定を原発から5キロ圏をPAZ、約30キロ圏内をUPZと定めている点、区域設定として極めて狭いことは幾度となく指摘してきた。

この点について、大飯原発から40キロ圏内の日吉町に住む吉田（第27回一甲520）さんは、30キロを超えたら放射能汚染はないという保障を行政はしてくれるのかと避難計画の対象にさえなっていないことの不安を訴えた。原告園部の石井さん（第23回）ほか、30キロを超える地域の多くの原告らも、意見陳述で福島の飯館村の例を挙げながら、同様の状況が起こる可能性があることに大きな不安を訴えた。

第2 「避難手段」「避難方法」における問題点について

(1)たとえば、孤立集落における問題点を含めいくつもの問題点を指摘した(第48準備書面)が、途中改定されたがなお、具体的な解決策となっていない。

たとえば、孤立集落の例として、舞鶴市大浦半島を挙げています。孤立集落に関する舞鶴市の避難計画においては、自然災害等により住民が孤立した場合の対応として臨時ヘリポートを整備するとされているが、あくまで「ヘリポート適地等」であり、ヘリポートが現実に整備されてるわけではない(第48準備書面9, 10頁～・第73準備書面46頁)。また、船舶による避難をするとして、利用港の例として成生漁港等が挙げられているが、成生漁港は、高浜原発広域避難訓練において船舶による避難訓練が、船舶の大きさや、やむなく関西電力がチャーターした観光船も天候状況により船を出すことができなかった。

孤立集落は、例示された地域だけではなく、自然災害や条件によっては、多くの集落が直ちに孤立集落になる可能性がある。たとえば、美山町の今井さんによれば、南丹市道は道幅3.5メートルと狭いこと、ガードレールが整備されていないところもあり、一つ間違えると命がなくなるような道を、生活道路として活用している。冬季には、夜中30センチ以上の積雪になると通行止めになること。府道38号線も道幅も狭く150ミリの雨が降ると通行止めになるなど自然災害のたびに通行止めとなり、陸の孤島になる状況だと訴えている(第25回弁論一甲511)が、ヘリポートは整備されていません。

(2) 一時移転等の手段・避難所等の確保・情報の周知の問題点について

「緊急時対応」では、一時移転等の手段を原則バスによる移動を実施するとしている。バスの確保の問題については、実際、必要台数を現実の状況の際に確保できるか疑問であること既に弁論した(第48準備書面9頁、第73準備書面25, 34頁～)。

更に、感染症下では、「密」を避けるために、なお一層、避難計画で予定してるバスの台数では足りません。結局は、感染症が発生している下での原子力災害の発生の場合には、「・・・その時の状況に応じて、(中略)柔軟に対応する」との抽象的な方針だけであり(第73準備書面40頁)、結局は、一時移転等のためのバスの確保は、その時になってみないと分からないというものであり、大変無責任なものとなっています。

舞鶴市に住む迫田さん(第31回一甲595)は、マニュアル、計画が舞鶴市民に周知徹底されていないこと、避難所への集結方法、移動手段さえ、決まっていな、整備されていない。結局は、自力で行けというものだが、避難所まで、自宅からは遠く、高齢者一人住まいの人は自力で行けないことを訴えた。

(4) 高浜原発との同時事故を想定した対応方針について

住民の避難については、「緊急時の対応」の「改訂について」(甲523, 106頁)の当該箇所を良く読んでみてください。たとえば、各高浜原発と大飯原発が単独で事故が起こった場合に予定されている避難先や輸送手段などの単なる数字合わせにしかなっていない(第73準備書面41頁)。両者同時事故の場合に、想定される渋滞や起こりうる混乱なども十分検討されていないままの対応方針がどこが実効的といえるのでしょうか。

(5) 複合災害への対応の不十分性(第73準備書面41, 42頁)

地震や津波、大雪、台風などの自然災害によって道路が使用できないことによる問題点も既に、弁論で指摘しました。

確かに、「避難計画」では、避難先への主な経路として複数の経路(たとえば、国道27号線や舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車)が設定されています。しかし、それらが使用できない可能性があることは明白な事実です。「避難計画」では、その場合には「代替経路を設定する」とされているだけで、具体的な別途の道路の設定は未だありません。

また、放射性物質の放出によって通行困難になった道路の復旧作業が不可能ないしは極めて困難になります。被害の程度によっては復旧に長期間を要する事態も想定されるべきですが、この点に対する抜本的な具体的な対策はとられていません。

冬季は降雪によって道路利用が困難になる事態もあります。2018年2月の福井県内の大規模雪害(北陸自動車道などが長時間通行止めとなった)の具体例を引用して指摘した(第48準備書面、第73準備書面43頁)。

改定は「除雪体制の強化」(「改訂について」1頁)を唱っているが、そもそもの除雪能力を拡充しなければ意味がないのに、その点については具体的な改訂はない。

除雪対策に対する不安について、左京区久多の林さんは、役所の人に「避難所集合が仮に出来たとしてそこから先の避難移動はどうなるのか等」の質問したところ、京都市から迎えに来ると説明がされた。しかし、久多は、山の中にあり、京都市内へ行く道路は限られており、軽自動車でも離合が困難なところが何カ所もある、冬の積雪は除雪されていなければ動けない。地震で道路を通ることが出来なくなった場合、避難は不可能であること、京都市から迎えに来ることなどできないと訴えた。また、住人以外にも魚釣り、登山・ドライブ・山菜取り・キャンプなどに多くの人がかかる。避難をどうやって知らせるのか。

また、UPZ 圏内のかやぶきの里、美山町に住む今井さん(第26回一甲511)は、雪深いところで、生活道路も狭く避難が困難、高齢者が多く住むためどのように安全に避難できるか保障がない。芦生には、豊かな自然がゆえに、年間多くのハイカーが訪れるが、ハイカ

一達が、山に入っているときに原発事故が起こった時に、連絡のすべがなく、彼らが安全に避難できる保障がないことを訴えた。

また、名田庄に住む村上さんは、2022年8月の豪雨では、嶺北と嶺南をつなぐ道路や交通機関がすべて寸断されたこと。緊急避難時に道路が寸断されれば、大雪や豪雨、強風の中でもヘリコプターが飛ぶのか疑問であること。ヨウ素剤を取りに行くにも「里山交流センター」は奥の地域に住んでいる人たちは大混雑の中、配布場所まで行けないなど、ヨウ素剤が皆に行き渡らないと訴えた。

さらに、地震や津波等の自然災害との複合災害を想定するにあたっては、地震等による被災者の救助活動や救済活動との両立を当然に想定しなければならないが、この点について、その倒壊した家屋の下にいる被災者をどのようにして救援し、救済するのかについて改定版でも何らの具体的な方針も出されていません。

第3 屋内退避の問題点について（詳細は、第73準備書面第9「原子力災害対策指針」の問題点参照）

- 1 避難計画の総論で、既に指摘したように、屋内退避は、放射線防護策としても、問題が極めて大きい。ポイントをしばって説明します（詳細は第73準備書面、第95準備書面）。
- 2 そもそも「放射線防護の基本」は、外部被ばくでは、①放射性物質からできるだけ遠くに離れる。②放射線をさえぎる。③被ばくする時間を短くするの3つであり、内部被ばくでは④放射性物質の体内への侵入を断つことです。屋内退避の考え方は、放射性物質そのものから離れる避難とは全く反する考え方であることを最初に指摘しなければなりません。
- 3 「屋内退避」の防護効果（安全性）は、検証されていません。屋内退避における内部被ばくの低減効果は研究途上であり、安全性は確立されていません。すなわち
 - ① 屋内退避による外部被曝の低減効果は、コンクリートは木造より、短期間であれば一定効果が得られるものの、ゼロにはできないのです。
 - ② 内部被ばくを避けるためには、プルームの屋内侵入を断つ必要があるが、建物の気密性が高くても完全に断つことは不可能です。防ぐ効果を高めるには、気密性と併せて屋内気圧を高くする陽圧装置が必要であるが、それらを屋内退避する場所となる全家屋に設置することは現時点でされていないこと。
 - ③ 建物の気密性の違いにより、いったん侵入したプルームの残留時間が左右され、屋外でプルームが継続中は、放射性物質が徐々に侵入し、気密性が高いほど侵入しにくいですが、プルーム通過後は、気密性が高いほど残留が長引くことになることを第73準備書面（「図3」）で指摘しました。
 - ④ 重大な問題は、プルーム通過後も屋内退避をずっと続けると気密性に関係なく内部被曝低減効果がゼロになるということです（気体状放射性物質の場合）。すなわち、屋内退避をずっと続ける場合の暴露量は、建物の気密性の高低によらず、すべて外気プルームによる暴露量と同じであることを示す。すなわち、屋内退避ではその退避の期間の長さによっては、内部被ばくの低減効果が得られないのです。

内部被曝の低減効果を大きくするためには換気をすれば、効果があがることは指摘されているものの、プルームの終了と窓をあけていいかについて指針には、屋内退避の開始・終了、換気等の判断基準や責任を持つ判断部署・手順なども何も示されていない。

⑤ また、強い地震が起きた場合、そもそも家屋の倒壊・損傷によって自宅での屋内退避そのものができない。人々は余震を恐れて屋外や車内で過ごすことがあることは、この間の大地震の報道で周知の事実です。加えて、強い地震の場合、ライフラインの途絶が予想され、屋内退避が長期間にわたる場合は生活自体が困難になるのです。しかしながら、原災指針にはそれらの課題及びその対策等についての記述もない。

4 IAEA の「屋内退避」についての条件を満たしていないことは第 73 準備書面及び第 95 準備書面において指摘した。

IAEA は、全面的緊急事態における UPZ での対応は、(ブルーム到達前の)避難が原則であり、原則 1 日、例外としてであっても数日間のみとし、以下のことが予め決まっていない場合は、1 日以上実施すべきではないとされています。

- ①屋内退避の人々に必要なものを満たす(例：食物、水、公衆衛生、電力、医療援助等)
- ②人々に継続的に情報を与える、
- ③有効性が確かである線量をモニタリングするために規定が策定されていること
- ④屋内退避は、安定ヨウ素剤の服用と同時にを行う必要があるが、安定ヨウ素剤を一日以上服用することは適切ではないので、屋内退避の実施は制限される必要があること

一方、原災指針の方針には、前述したように、屋内退避の期間を限定する規定はない上に、安定ヨウ素剤の同時服用も規定されていないのです。

おおい町名田庄久坂に住む村上さんは、避難計画が現実的実効的でないことの実感を意見陳述した。

特に、高齢者や 1 人暮らし、一人留守番の時に、安全な屋内退避としないことを訴えている。すなわち「屋内退避」の指示が出たら、放射性物質の侵入を防ぐため窓、扉、全ての開口部を閉鎖し、すべての空調設備、換気を停止すると書かれているが、自分たち夫婦が外出時に事故が起きたら、1 人残っている同居している義母(90 歳で認知症)は、「窓、扉など全ての開口部を閉鎖すること」はできない。名田庄地域では、高齢者が 6 割を超えており、マニュアルは現実的でない。気密性に優れているとは言えない木造建築の家屋もあり、空調設備、換気を停止しても全く無意味だと思うこと。過酷事故は風のない日に発生するとは限らない。10メートルほどの風が吹いていたら数十分で放射性物質が名田庄に達するであろうこと。高齢者の母一人だけでは、私たちが帰宅するまでに家の中は放射性物質を含んだ外気が侵入することになることなどを訴えた(甲 6 1 8 号証)。

第 4 まとめ

福島原発事故を経て 12 年もの歳月が流れた。しかし、今日に至るも、原発において過酷事故が発生した場合、すべての住民を安全に避難させるための真に合理的で実効性のある具体的な避難計画は、策定されておらず、むしろ、「避難」とは真っ向から対立する考え方「屋内退避」などという自己責任に委ねるような計画しか立てられないということは、最大の問題です。すべての住民を安全に避難させるための「避難計画」などということは到底困難なことであることを吐露したものと云わざるを得ません。すべての住民を安全に避難させるための「避難計画」を策定することが到底困難な状況であり、原発を稼働させず、速やかに廃炉にしていくことこそが住民の安全を確保する唯一の道です。大飯原発の運転を中止する判断を裁判所がなされることを訴えて、私の更新弁論を終わります。